

おきなわ福祉研修支援サイト 運用要領

(目的)

第1条 この要領は、おきなわ福祉研修支援サイト（以下「当サイト」という。）を運用するにあたって必要な事項を定めることにより、当サイトの適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(福祉研修情報ナビ)

第2条 登録団体による福祉研修情報の投稿をもって情報発信を行うものとする。

2 登録できる団体は、次の各号の条件を全て満たすこととする。

- (1) 県内にて社会福祉事業従事者向けの研修を実施していること
- (2) 継続的に研修運営及び管理が行えること
- (3) 研修の管理責任者及び登録者（兼務する場合を含む。）が特定できること

3 沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という）は、団体が前項の条件に該当するかどうか確認を行い、登録を決定する。なお、登録が認められない場合においても、原則として理由は開示しないものとする。

4 投稿できる情報等は、次の各号のいずれかに該当する内容に限る。

- (1) 登録団体が開催する研修等の案内
- (2) 登録団体が開催した研修等の報告

5 登録団体は、投稿した情報等について変更があった場合は、速やかに変更後の情報に変更すること。

6 登録団体は、社会福祉従事者に対する研修等の実施を止めた場合は、速やかに本会へ連絡しなければならない。

7 本会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録団体のユーザーアカウントを削除することができる。

- (1) 団体情報、投稿情報等に偽りがあった場合
- (2) 一定期間、情報の投稿等がない場合
- (3) 第2項における「登録団体の条件」を満たさなくなった場合
- (4) その他、本会が登録を不相当と認める場合

(福祉研修講師バンク)

第3条 福祉の各分野で活躍する人材等を講師登録し、その登録者の情報を公表する。

2 講師として登録できる者は、次の各号の条件を全て満たすこととする。

- (1) 沖縄県内に住所地もしくは勤務地がある者
- (2) 政治的・宗教的活動を目的としない者
- (3) 特段の信用失墜行為がない者

3 講師として登録しようとする者は、所定の登録申請書（様式1）に必要事項を記入の上、本会に提出するものとする。

4 本会は、前項の申請書を提出した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を講師として登録するものとする。

- (1) 専攻する分野において十分な知識と経験を有している者（関係資格や現場経験年数などを参考とする）
- (2) 過去に講師歴を有する者
- (3) 福祉系講師養成研修等の課程を修了している者
- (4) その他、本会が適当と認めた者
- 5 登録期間は、登録した日から登録者から登録取り消しの申出があった日までとする。
- 6 福祉研修講師バンクに公表する事項は、第 3 項における登録申請書の記載事項とする。ただし、登録者からの申し出があった場合、その一部の事項については、この限りではない。
- 7 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに本会に連絡するものとする。
- 8 本会は、登録者が次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録者から申し出があったとき
 - (2) 第 2 項第 1 号から第 3 号における登録条件を満たさなくなったとき
 - (3) その他、本会が取り消しを判断したとき
- 9 福祉研修講師バンクを利用する団体等（以下「利用団体」という。）は、次のことに留意しなければならない。
 - (1) 登録者への講師依頼は、利用団体が直接行うこととする。
 - (2) 登録者に対する謝礼金等は、利用団体が負担することとし、その金額交渉についても直接行う。
- 10 本会は、登録者または利用団体に対し、活動の報告を求めることができる。

（人材育成ガイドライン）

第 4 条 人材育成の指針を示した「沖縄県の福祉・介護分野における人材育成ガイドライン」を基に、研修企画・実施に必要な取組み等を紹介する。

- (1) 研修推進体制の構築
- (2) 標準研修カリキュラム
- (3) 標準研修シラバス（高齢・障害・児童）

（要領の変更）

第 5 条 本会は、予告なしにこの要領を独自の判断により変更できるものとし、この要領を変更した場合は、登録者に通知又は公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日施行「沖縄県福祉研修情報ポータルサイト運用要領」は廃止する。